

大和市告示第211号

大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成25年12月26日

大和市長 大 木 哲

大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第32条及び第33条に規定する保育所に係る設備及び職員配置に関する基準を満たす質の確保された認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第35条第4項の認可を受けていないものをいう。）の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象は、法第35条第4項の規定による認可を得た保育所（以下「認可保育所」という。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）に補助金の交付の決定を受けてから5年以内に移行することを希望している認可外保育施設であって、次のいずれにも該当するもの（以下「補助対象施設」という。）とする。

- (1) 本市の児童（大和市保育の実施に関する条例（昭和62年大和市条例第10号。以下「条例」という。）第2条に規定する場合に該当する者に限る。）が1人以上在籍していること。
- (2) 本市又は神奈川県内の他の市町村（横浜市、川崎市及び横須賀市を除く。）に所在すること。
- (3) 利用定員が20人以上であること。
- (4) 設備運営基準第32条の基準を満たしていること又は補助金の交付の決定を受けてから5年以内に満たす見込みがあること。
- (5) 設備運営基準第33条の基準を満たしていること又は補助金の交付の決定を受けてから5年以内に満たす見込みがあること（同条第2項に規定する保育士の数（以下「基準保育士数」という。）以上の保育従事者を配置し、基準保育士数の3分の1以上の保育士又は看護師を配置しているものに限る。）。

(6) 認可保育所又は認定こども園への移行に係る計画を策定し、当該計画について神奈川県安心こども交付金事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日施行。以下「県要綱」という。）別添10認可外保育施設運営支援事業実施要領の規定による神奈川県知事の承認を受けていること。

（対象経費及び補助金の額）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象施設の運営に要する経費とし、補助金の額は、県要綱別表2補助基準額表、認可外保育施設運営支援事業（A型）の規定により算出される額とする。

（申請手続）

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象施設は、規則第4条に規定する書類に年間補助金算出内訳書、在籍児童名簿及び職員の状況報告書を添えて市長に提出しなければならない。

（月次報告）

第5条 補助金の交付の決定を受けた補助対象施設（以下「補助施設」という。）は、毎月10日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付の決定を受けた月の翌月以降は、第2号の書類については、当該月の前月の2日から当該月の初日までに入所し、又は退所した児童に係るものに、第3号及び第4号の書類については、当該月の前月の2日から当該月の初日までに入所した児童に係るものに限るものとする。

(1) 在籍児童状況報告書

(2) 在籍児童名簿

(3) 児童票

(4) 就労証明書その他の条例第2条に規定する場合に該当することを証する書類

(5) 職員の状況報告書

(6) 月別補助金算出内訳書

(7) その他市長が必要と認める書類

（事業計画の変更）

第6条 補助施設は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の計画を変更しようとするときは、規則第8条第1項に規定する書類に年間補助金算出内訳書を添えて市長に提出しなければならない。

（事業実績の報告）

第7条 補助施設は、補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する書類に年間補助金算出内訳書を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助施設が当該補助金の交付の決定を受けてから5年以内に設備運営基準第32条又は第33条第2項の基準を満たさないこととなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の整備等)

第9条 補助施設は、補助事業に係る収入及び支出の内容を明らかにした帳簿その他の証拠書類を備え付け、当該補助事業が完了した会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	年間補助金算出内訳書	第4条、第6条及び第7条
第2号様式	在籍児童名簿	第4条及び第5条
第3号様式	職員の状況報告書	第4条及び第5条
第4号様式	在籍児童状況報告書	第5条
第5号様式	児童票	第5条
第6号様式	就労証明書	第5条
第7号様式	月別補助金算出内訳書	第5条